

平成19年4月

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの一部改正について

財務省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」(昭和61年作成、平成7年改正、平成14年改正、平成16年改正)の一部を以下のとおり改正することとした。

3. を次のように改める。

3. 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実(不当廉売関税政令第2条第3項、第10条の2第1項、第2項、第3項、第4項)

(1) 不当廉売関税政令第2条第3項の規定において中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。)又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。

- 一 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府(当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。四において同じ。)の重大な介入がない事実
- 二 主要な投入財(原材料等)の費用が市場価格を反映している事実
- 三 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- 四 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- 五 その他「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの

(2) 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第15節(d)の規定並びにベトナムが世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書2並びに作業部会報告書255(d)及び527の規定により、不当廉売関税政令第2条第3項及び第10条の2の規定のうち、中華人民共和国を原産地とする特定貨物に関するものは平成28年12月10日まで、ベトナムを原産地とする特定貨物に関するものは平成30年12月31日までの間に限り適用できるものであることに留意する。